

岐阜市プレミアム付商品券

取扱事業者 募集要項

申込期間／令和元年6月3日(月)～8月15日(木)
(以降も12月10日(火)まで随時受付)

目次

① 趣旨	P. 2
② 商品券の概要	P. 2
③ 応募資格	P. 3
④ 申込方法	P. 4
⑤ 申込期間	P. 5
⑥ 商品券の取扱い	P. 5
⑦ 商品券の換金	P. 6
⑧ 手数料	P. 7
⑨ 注意事項	P. 7
⑩ その他	P. 7
⑪ 取扱事業者向け説明会	P. 8
⑫ 問い合わせ先	P. 8

発行：岐阜市

① 趣 旨

この要項は、消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするために実施するプレミアム付商品券事業において、商品券の取扱事業者を募集するにあたり必要な事項を定める。

② 商品券の概要

- (1) 商品券の発行額は、総額19億7千5百万円(最大)
- (2) 商品券には偽造防止措置として透かしとホログラム加工を施す。
- (3) 額面500円の商品券10枚入りを1セットとして合計5,000円分を4,000円で販売する。
- (4) 購入限度額は、低所得者一人につき5セットまで、子育て世帯主は対象の子一人につき5セットまでとする。
- (5) **商品券の使用期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年3月1日(日)とする。**
- (6) 商品券の使用対象外となる物品又は役務は以下のとおりとする。
 - ① たばこの購入
 - ② 明らかに資産形成に資する物品等(土地、家屋、金融商品等)の購入
 - ③ 換金性の高い商品(商品券、プリペイドカード、切手等)の購入
 - ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業(以下「風俗営業等」という。)において提供される役務の利用
 - ⑤ 電気、ガス等の需要
 - ⑥ 不動産(土地、家屋等)の借受け

③ 応募資格

岐阜市内に店舗又は事務所を有する事業者で、下記に該当しない者

- ① 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条各項に規定する営業を行っている事業者 ※専ら、第2条各項に規定する営業を行っている事業者を言います。
- ② 特定の宗教・政治団体と関わる事業者
- ③ 公序良俗に反する業務内容を含む営業を行っている事業者
- ④ 役員等が暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している事業者

※取扱事業者(例)

- 大型店(スーパー、ショッピングモール等)
- 食料品(青果店、鮮魚店、精肉店、精米店等)
- 衣料品(洋服店、呉服店、帽子店等)
- 小売(書店、文具店、家電、コンビニ、ドラッグストア等)
- 飲食(食事処、レストラン、喫茶店、居酒屋等)
- レジャー(映画館、カラオケ、スポーツ施設等)
- 生活サービス(クリーニング店、修理店、銭湯等)
- 宿泊(ホテル、旅館等)
- 理美容(理髪店、美容院、エステティックサロン等)

4 申込方法

- (1) 『岐阜市プレミアム付商品券取扱事業者**申込書 兼 誓約書**』に必要な事項を記入し、**下記応募先へ持参または郵送**するものとする。(FAX不可)
- (2) 複数店舗を有する事業者が振込先をひとつの口座にされる場合は、振込先口座を有する事業者が「申込書兼誓約書」に記入するとともに、別様式の『**団体登録書**』にすべての店舗名及び住所等を記入して提出すること。

【応募先】〒500-8701

岐阜市今沢町18 岐阜市役所 7階 プレミアム付商品券事業実施本部室

※郵送にかかる費用は事業者の負担とする。

※『申込書 兼 誓約書』及び『団体登録書』は以下の場所で入手できる。

- ・岐阜市役所本庁舎7階(プレミアム付商品券事業実施本部室)
- ・ウェブサイト

岐阜市



検索

※岐阜市ホームページのトップ画面にある以下のバナーからお入りください。

岐阜市
プレミアム付商品券

5 申込期間

令和元年6月3日(月)～8月15日(木)

上記期間受付分については、ウェブサイト上にて取扱事業者の一覧を公表するとともに、9月上旬に購入対象者に配布する店舗一覧チラシに掲載する。

なお、8月16日(金)以降も**12月10日(火)まで随時受付**をし、ウェブサイトの更新を行う。

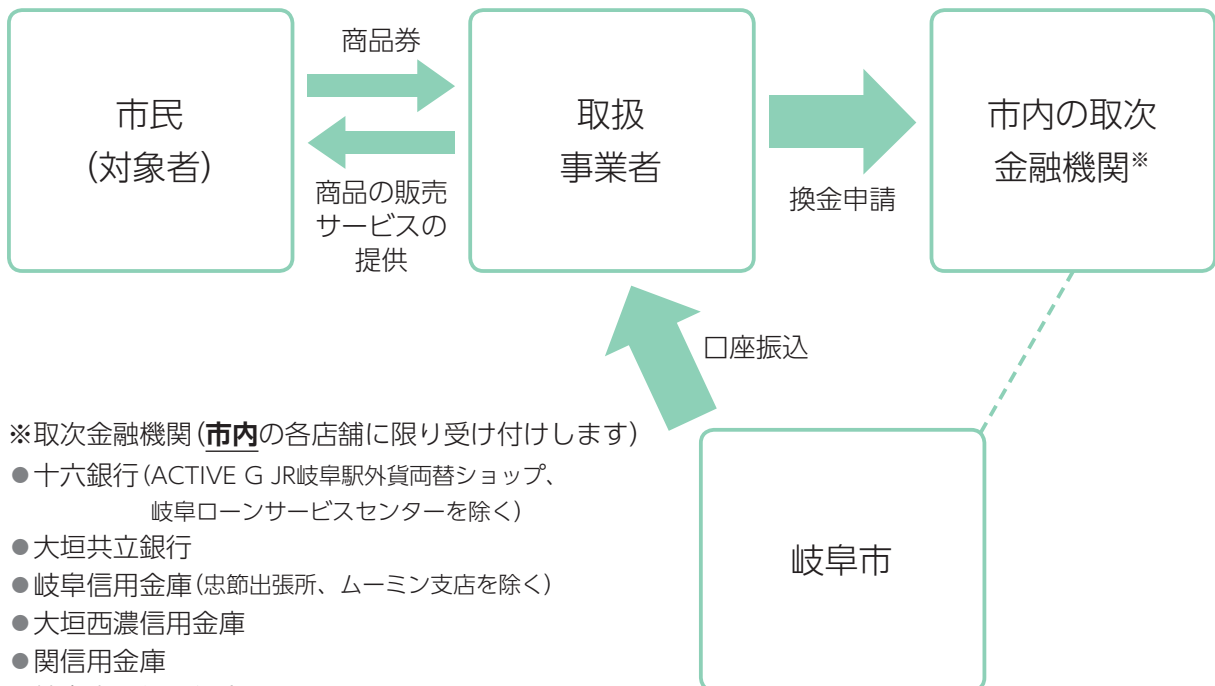
6 商品券の取扱い

- (1) 取扱事業者は、消費者が物品等を購入し、また、サービスの提供を受けようとする場合、商品券の受け取りを拒んではならない。
- (2) 取扱事業者は、持ち込まれたすべての商品券裏面の「商品券取扱事業者印欄」に口座名義と同一の事業者名を必ず押印または記入する。
- (3) 使用額が商品券額面に満たない場合でも、つり銭は出さないものとする。不足分は現金等で受け取る。
- (4) 使用期限が過ぎた商品券、き損した商品券、既に「商品券取扱事業者印欄」に押印または記入されている商品券は受け取らない。
- (5) 商品券の紛失・盗難等に対し、岐阜市はその責任を負わない。

7 商品券の換金

- (1) 換金申請期間は、令和元年10月1日(火)から令和2年3月10日(火)までとする。この期間を過ぎた場合は換金に応じない。
- (2) 取扱事業者は、市内の取次金融機関*窓口にて「岐阜市プレミアム付商品券換金申請書」に必要事項を記入の上、使用済み商品券に取扱事業者登録証を添えて提出する。なお、押印または記入のない商品券は換金に応じない。
- (3) 窓口で受け取りを確認した後、「換金申請書(事業者控)」を受け取る。
- (4) 市は、申請された金額を事業者の登録口座へ振り込む。
- (5) 支払いは月末締め翌月末払いとする。ただし、月の末日が土・日・祝日の場合は前営業日とする。なお、最終の換金申請締め切り日は3月10日(火)とする。

【換金手順】



※取次金融機関(市内の各店舗に限り受け付けします)

- 十六銀行(ACTIVE G JR岐阜駅外貨両替ショップ、岐阜ローンサービスセンターを除く)
- 大垣共立銀行
- 岐阜信用金庫(忠節出張所、ムーミン支店を除く)
- 大垣西濃信用金庫
- 関信用金庫
- 岐阜商工信用組合
- ぎふ農業協同組合
- 近畿産業信用組合

⑧ 手数料

登録時、換金時ともに**無料**とする。

⑨ 注意事項

- (1) プレミアム付商品券の交換、譲渡及び売買をしてはならない。
- (2) 換金目的での商品券の購入はしてはならない。
- (3) 商品券を自社商品の購買に使用してはならない。
- (4) 商品券を事業決済資金として使用してはならない。
- (5) 商品券を複製・偽造してはならない。
- (6) 市は、取扱事業者が不正行為を行ったとみなされる場合は、取扱事業者の資格を取り消すとともに、商品券の換金に応じない。また、すでに換金済みの商品券についても全額返金を求める。

⑩ その他

- (1) 登録事業者には、商品券取扱店ステッカー、ポスター、取扱事業者登録証、取扱事業者登録証明書、取扱事業者マニュアル及び見本券を郵送する。
- (2) 登録事業者は、ステッカー及びポスターを消費者が見やすい場所に掲示すること。

11 取扱事業者向け説明会

取扱事業者を対象とした説明会を以下の日程・場所で行う。

日程	場所	時間	定員
6月24日(月)	岐阜商工会議所 2F大ホール	10:00～11:00	各回200名
6月25日(火)		11:00～12:00	
6月26日(水)	岐阜商工会議所 4-A会議室	13:00～14:00	各回 60名
6月27日(木)		14:00～15:00	
6月28日(金)	柳津公民館	15:00～16:00	各回 80名

※岐阜商工会議所での説明会に来られる方は、岐阜市役所の駐車場をご利用ください。

12 問い合わせ先

岐阜市プレミアム付商品券専用コールセンター
☎ 050-2018-7764
平日 9:00～17:00